

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当施設におきましても加算の算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、以下の算定要件を満たしている必要があります。

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

当法人における賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を以下のとおり公表いたします。

【職場環境等要件】

○入職促進に向けた取り組み

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

○両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

○やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

当施設では、今後も介護福祉に関する職員の働きやすい環境づくりや処遇の改善に努めてまいります。